

平成24年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3. 4. 40号西脇上戸田線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
西脇市上野字芝添、字西谷、字東谷及び字へら町並びに下戸田字西城府及び字東城府並びに上戸田字元城野
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成24年 9月14日から同月28日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西脇市建設経済部都市住宅課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日飼字神ノ木223番3、224番1、224番5、224番1地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永793番地5
西播磨不動産事業協同組合 代表理事 松 本 春 雄
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 8月27日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-16-2号（23たつの）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市大塚字出張201番11、206番6の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市大塚218番地の3
社会福祉法人一陽会 理事長 服 部 哲 也
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 8月27日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-3-2号（23三木）

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 9月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 横 山 光 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
兵庫県立姫路循環器病センター新館直流電源装置改修工事
 - (2) 工事場所
姫路市西庄甲520
 - (3) 工事概要

工種 電気工事

直流電源装置等の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成25年2月28日（木）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成24年10月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 中播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてB等級（技術・社会貢献評価に関する要件が5点以上の業者に限る）に格付けされていること。

カ 平成5年度以降に、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合の者に限る。）として、稼働中の病院（100床程度）において直流電源改修工事の施工実績があること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 小野設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超8iえる出資をしている者

(ロ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込み

をした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年9月14日（金）から同年10月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する病院）

〒670-0981 姫路市西庄甲520

兵庫県立姫路循環器病センター総務部経理課

電話番号（079）293-3131

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成24年9月14日（金）から同月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成24年9月14日（金）から同月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成24年9月18日（火）から同月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成24年9月27日（木）から同年10月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成24年10月5日（金）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

姫路市西庄甲520

兵庫県立姫路循環器病センター新館 5階中会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(i) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求められることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入

札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立姫路循環器病センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（兵庫県立姫路循環器病センター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第273号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、次の者を運転免許取得者教育を行う者として認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年9月14日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

1	名称	株式会社 新神戸ドライビングスクール
	住所	神戸市北区緑町3丁目6番1号
	代表者の氏名	吉村 充司
	施設の名称	神戸ドライビングスクール
	施設の所在地	神戸市北区緑町3丁目6番1号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。以下同じ。）と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
2	名称	平和産業株式会社
	住所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水山 裕中
	施設の名称	平和台自動車学院
	施設の所在地	神戸市長田区高取山町2丁目23番1号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定高齢者教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時運転者教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
3	名称	アイジー興産株式会社
	住所	神戸市垂水区青山台5丁目4番3号
	代表者の氏名	井植 貞雄
	施設の名称	ジェームス山自動車学院
	施設の所在地	神戸市垂水区青山台5丁目4番3号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
4	名称	株式会社E I C
	住所	神戸市須磨区車字仏坂811番地1
	代表者の氏名	中元 恵一
	施設の名称	北須磨ドライビングスクール
	施設の所在地	神戸市須磨区車字梨川750番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育

	認定をした年月日	平成24年9月14日
5	名 称	平和産業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 裕 中
	施設 の 名 称	相互自動車学院
	施設 の 所 在 地	神戸市須磨区妙法寺字堂ヶ谷910番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定高齢者教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時運転者教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
6	名 称	ピース実業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 裕 中
	施設 の 名 称	東洋自動車学校
	施設 の 所 在 地	神戸市西区伊川谷町長坂876番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定高齢者教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時運転者教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
7	名 称	阪神興業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 清 嗣
	施設 の 名 称	西神自動車学院
	施設 の 所 在 地	神戸市西区玉津町高津橋字今池尻11番1号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
8	名 称	株式会社リエゾンドライビングスクール
	住 所	神戸市東灘区向洋町東4丁目2番
	代表者の氏名	田 部 重 雄
	施設 の 名 称	リエゾンドライビングスクール
	施設 の 所 在 地	神戸市東灘区向洋町東4丁目2番
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育

	認定をした年月日	平成24年9月14日
9	名 称	平和産業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 裕 中
	施設 の 名 称	六甲アイランドカースクール
	施設 の 所 在 地	神戸市東灘区向洋町西6丁目8番
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定高齢者教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時運転者教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
10	名 称	アイジー興産株式会社
	住 所	神戸市垂水区青山台5丁目4番3号
	代表者の氏名	井 植 貞 雄
	施設 の 名 称	ジェームス山自動車学院学園都市校
	施設 の 所 在 地	神戸市西区学園東町8丁目1番地
	課程の区分及び名称	(1) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験がない者に対するもの ペーパーライダーに対する教育 (2) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (3) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
11	名 称	株式会社神戸西インター自動車学校
	住 所	神戸市西区見津が丘1丁目25番地
	代表者の氏名	吉 村 充 司
	施設 の 名 称	神戸西インター自動車学校
	施設 の 所 在 地	神戸市西区見津が丘1丁目25番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育 (2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
12	名 称	阪神興業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 清 嗣
	施設 の 名 称	ポートアイランドドライビングスクール
	施設 の 所 在 地	神戸市中央区港島1丁目1番地6
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育

		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
13	名 称	尼ヶ崎企業株式会社
	住 所	尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号
	代表者の氏名	上山英介
	施設の名称	杭瀬自動車学校
	施設の所在地	尼崎市杭瀬北新町3丁目2番3号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 認定高齢者講習
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習
認定をした年月日	平成24年9月14日	
14	名 称	利昌エンタープライズ株式会社
	住 所	尼崎市西昆陽4丁目1番13号
	代表者の氏名	利倉 暁一
	施設の名称	武庫川自動車学園
	施設の所在地	尼崎市西昆陽4丁目1番13号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの シルバー教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
15	名 称	株式会社阪神自動車学院
	住 所	伊丹市池尻7丁目193番地
	代表者の氏名	古田孝雄
	施設の名称	阪神自動車学院
	施設の所在地	伊丹市池尻7丁目193番地
	課程の区分及び名称	(1) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識の習熟に関するもの タンデム課程
	認定をした年月日	平成24年9月14日
16	名 称	株式会社阪神ライディングスクール
	住 所	尼崎市大物町1丁目1番1号
	代表者の氏名	有馬 洋一
	施設の名称	阪神ライディングスクール
	施設の所在地	尼崎市大物町1丁目1番1号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定任意高齢者講習課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定任意更新時講習課程

	認定をした年月日	平成24年9月14日
17	名 称	アールヴィークルズ株式会社
	住 所	大阪市都島区都島中通1丁目11番2号
	代表者の氏名	高 士 雅 次
	施設 の 名 称	アールドライバーズ西北
	施設 の 所 在 地	西宮市山口町名来字中西山1225番地の1
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
18	名 称	株式会社大陽猪名川自動車学校
	住 所	川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地
	代表者の氏名	成 田 孝 明
	施設 の 名 称	大陽猪名川自動車学校
	施設 の 所 在 地	川辺郡猪名川町紫合字釘貫733番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定任意高齢者講習課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 特定任意更新時講習課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
19	名 称	株式会社丹波自動車教習所
	住 所	丹波市氷上町横田5番地
	代表者の氏名	足 立 恭 平
	施設 の 名 称	丹波自動車教習所
	施設 の 所 在 地	丹波市氷上町横田5番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者教育課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時教育課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
20	名 称	学校法人兵庫県自動車学校
	住 所	西宮市深津町4番30号
	代表者の氏名	小 寺 英 一
	施設 の 名 称	兵庫県自動車学校明石校
	施設 の 所 在 地	明石市荷山町1649番地の4
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等
(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等		

	認定をした年月日	平成24年9月14日
21	名 称	有限会社廣野自動車教習所
	住 所	三木市別所町小林734番地
	代表者の氏名	山 口 一 喜
	施設 の 名 称	廣野自動車教習所
	施設 の 所 在 地	三木市別所町小林734番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
22	名 称	株式会社加古川自動車教習所
	住 所	加古川市山手1丁目1番1号
	代表者の氏名	中 尾 和 彦
	施設 の 名 称	加古川自動車教習所
	施設 の 所 在 地	加古川市山手1丁目1番1号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
23	名 称	株式会社北播ドライビングスクール
	住 所	多可郡多可町中区牧野143番地の11
	代表者の氏名	大 西 繁 樹
	施設 の 名 称	北播ドライビングスクール
	施設 の 所 在 地	多可郡多可町中区牧野143番地の11
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
24	名 称	コベルコ教習所株式会社
	住 所	明石市大久保町八木740番地
	代表者の氏名	吉 尾 武 司
	施設 の 名 称	コベルコ自動車教習所
	施設 の 所 在 地	明石市大久保町八木740番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習課程
(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習課程		

	認定をした年月日	平成24年9月14日
25	名 称	株式会社加西自動車学院
	住 所	加西市殿原町620番地
	代表者の氏名	青 山 涼 平
	施設 の 名 称	加西自動車学院
	施設 の 所 在 地	加西市殿原町620番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
26	名 称	阪神興業株式会社
	住 所	神戸市長田区菅原通6丁目2番地
	代表者の氏名	水 山 清 嗣
	施設 の 名 称	土山自動車学院
	施設 の 所 在 地	加古郡稲美町六分一字山中池1181番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
27	名 称	株式会社加西自動車学院
	住 所	加西市殿原町620番地
	代表者の氏名	青 山 涼 平
	施設 の 名 称	加東自動車教習所
	施設 の 所 在 地	加東市松沢字依藤761番地の5
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
28	名 称	学校法人兵庫県自動車学校
	住 所	西宮市深津町4番30号
	代表者の氏名	小 寺 英 一
	施設 の 名 称	兵庫県自動車学校姫路校
	施設 の 所 在 地	姫路市花田町一本松25番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育		

	認定をした年月日	平成24年9月14日
29	名 称	山陽起業株式会社
	住 所	姫路市北条字川原前986番地
	代表者の氏名	小 林 繁 義
	施設 の 名 称	兵庫県山陽自動車教習所
	施設 の 所 在 地	姫路市北条字川原前986番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 3号課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 6号課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
30	名 称	相生振興株式会社
	住 所	相生市那波野336番地
	代表者の氏名	福 岡 弘 崇
	施設 の 名 称	相生自動車教習所
	施設 の 所 在 地	相生市那波野336番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者教育「高齢者講習同等」
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
31	名 称	株式会社姫路南自動車学院
	住 所	姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地
	代表者の氏名	北 野 耕 司
	施設 の 名 称	姫路南自動車学院
	施設 の 所 在 地	姫路市白浜町宇佐崎中1丁目200番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 運転免許取得者教育（高齢者講習同等）課程
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 運転免許取得者教育（更新時同等）課程
認定をした年月日	平成24年9月14日	
32	名 称	有限会社ケーディエス
	住 所	姫路市仁豊野5丁目520番地
	代表者の氏名	中 尾 亨
	施設 の 名 称	関西ドライビングスクール
	施設 の 所 在 地	姫路市仁豊野5丁目520番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 第3号講習課程
		(2) 高齢者に対するもの（前記(1)に規定するものを除く。） 第4号講習課程

		(3) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 第6号講習課程
		(4) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識の習熟に関するもの 第7号講習課程
	認定をした年月日	平成24年9月14日
33	名 称	株式会社豊岡自動車教習所
	住 所	豊岡市日撫312番地
	代表者の氏名	山 口 勝 英
	施設 の 名 称	豊岡自動車教習所
	施設 の 所 在 地	豊岡市日撫312番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時高齢者等運転教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時運転者教育
	認定をした年月日	平成24年9月14日
34	名 称	株式会社香住自動車教習所
	住 所	美方郡香美町香住区加鹿野1番地
	代表者の氏名	中 井 信 任
	施設 の 名 称	香住自動車教習所
	施設 の 所 在 地	美方郡香美町香住区加鹿野1番地
	課程の区分及び名称	(1) 大型自動車、中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの 四輪教育課程
		(2) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの 二輪教育課程
(3) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者教育課程		
(4) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時教育課程		
(5) 運転に関する技能及び知識を習熟しようとする者（前記(1)及び(2)に規定する者を除く。）に対するもの（前記(4)に掲げるものを除く。）企業研修教育課程		
	認定をした年月日	平成24年9月14日
35	名 称	株式会社兵庫県三原自動車教習所
	住 所	南あわじ市賀集八幡358番地
	代表者の氏名	宮 本 定 典
	施設 の 名 称	三原自動車教習所
	施設 の 所 在 地	南あわじ市賀集八幡358番地
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等講習
(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等講習		

	認定をした年月日	平成24年9月14日
36	名 称	有限会社兵庫県洲本自動車教習所
	住 所	洲本市塩屋2丁目1番57号
	代表者の氏名	後藤 忠毅
	施設の名称	兵庫県洲本自動車教習所
	施設の所在地	洲本市塩屋2丁目1番57号
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 熟年ドライバー教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時同等教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	
37	名 称	株式会社アイン・カースクール
	住 所	加古郡稲美町六分一1209番地の46
	代表者の氏名	大塚 勝久
	施設の名称	アイン・カースクール
	施設の所在地	神戸市西区岩岡町野中824番地1
	課程の区分及び名称	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
		(2) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
認定をした年月日	平成24年9月14日	



兵庫県公安委員会告示第274号

平成12年兵庫県公安委員会告示第127号（運転免許取得者教育施設の認定）について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年9月14日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

表17の部施設の名称の項中「神崎教習所安全センター」を「福崎インター自動車学校安全センター」に改める。